

○ 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知）

一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前																
<p>第6 実施要件</p> <p>本事業の実施に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 別表の区分の欄の1の交付対象事業の欄のア及び同区分の欄の2に掲げる交付対象事業（(1)の交付対象事業の欄の<u>サ</u>から<u>セ</u>まで及び(3)の交付対象事業の欄のウを除く。）を実施する場合には、1に加え、以下の<u>全て</u>の要件を満たすこと。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 別表の区分の欄の1の交付対象事業の欄のイからオまで、同区分の欄の2の(1)の交付対象事業の欄の<u>サ</u>から<u>セ</u>まで及び(3)の交付対象事業の欄のウ<u>並びに</u>同区分の欄の3に掲げる交付対象事業を実施する場合には、1の要件に加え、交付対象事業1地区当たりの事業工期が1か年以内であること。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対策種類</th> <th>対策内容</th> <th>交付対象事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (略)</td> <td>(1)(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対策種類	対策内容	交付対象事業	1 (略)	(1)(略)	(略)	(略)	<p>第6 実施要件</p> <p>本事業の実施に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 別表の区分の欄の1の交付対象事業の欄のア及び同区分の欄の2に掲げる交付対象事業（(1)の交付対象事業の欄の<u>コ</u>から<u>シ</u>まで及び(3)の交付対象事業の欄のウを除く。）を実施する場合には、1に加え、以下の<u>すべて</u>の要件を満たすこと。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 別表の区分の欄の1の交付対象事業の欄のイからオまで、同区分の欄の2の(1)の交付対象事業の欄の<u>コ</u>から<u>シ</u>まで、(3)の交付対象事業の欄のウ<u>及び</u>同区分の欄の3に掲げる交付対象事業を実施する場合には、1の要件に加え、交付対象事業1地区当たりの事業工期が1か年以内であること。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対策種類</th> <th>対策内容</th> <th>交付対象事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (略)</td> <td>(1)(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対策種類	対策内容	交付対象事業	1 (略)	(1)(略)	(略)	(略)
区分	対策種類	対策内容	交付対象事業														
1 (略)	(1)(略)	(略)	(略)														
区分	対策種類	対策内容	交付対象事業														
1 (略)	(1)(略)	(略)	(略)														

2 防災減 災対策	(1) 自 然災害 等対策	(略)	ア～ス (略) セ <u>安全度評価</u>	2 防災減 災対策	(1) 自 然災害 等対策	(略)	ア～ス (略) (新設)
	(2) ～ (4) (略)	(略)	(略)		(2) ～ (4) (略)	(略)	(略)
3・4 (略)	(略)	(略)	(略)	3・4 (略)	(略)	(略)	(略)
(注) (略)				(注) (略)			

附 則

この通知は、令和6年1月26日から施行し、令和6年1月1日から適用する。